

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第六章 各派農民組織の動向

第二節 全国農民組合と統一戦線運動

第三回日農大会における農民戦線分裂の情勢に対し、全農は統一派と主体性派の地方組織が系統的に整備されるまでには相当の時日を要するものとし、戦線統一を具体的に論ずる段階にあらずとの見解を表明したのであるが、その後も、主体性派、農青連との共同闘争機関の設置は支持するが「戦線統一は全国的に統制ある行動の下に民主的に行うべきこと」を基本方針として確認した(全農第三回大会本部報告書八ページ)。

かくて四九年六月二七日日農農青連に対し共闘機関設置を申入れ七月一三日には農民団体中央共同闘争委員会の結成をみたものであるが、九月一〇日の第一〇回常中委では次の原則を決定した。

戦線統一の原則

- (一) 戦線統一は当面共闘の段階であり中央地方における共闘態勢強化に主力を注ぐこと。
- (二) 農民戦線の強化統一の立場より社会主義政党の統一を推進する。
- (三) 統一と共闘に名をかる分派的行動を排し、全農の主体性を破かいしてはならぬ。

一〇月一〇日の主体派黒田派の統一懇談会に対して委員を送ったが、依然としてこの方針は変わらず、両派が事実上共産派と明確な組織上の分離をとげぬかぎり統一の呼びかけには応じないとの態度を表明した。

五〇年一月一四日の日農合同大会において、永井副会長は「農民戦線統一に対する我等の態度」なる声明書を配布し、合同大会への不参加と従来の基本的態度を確認した。

かくて三月一二、一三両日東京教育館で全農第三回大会が開催され、席上農民戦線統一運動に対する全農総本部の態度と経過を報告し、「強硬な都市資本の農村攻勢に対し、農民戦線の統一と強化が必要であるが、農民戦線の統一は中央機関の談合によらず日常闘争を通じて全国的にその可能性の見透しに立って共同戦線形態による農民戦線の単一化を図るべきである」との方針を決定した。

六月大阪兵庫奈良香川の四県連より戦線統一の要望があり、七月九日の第五回常中委では左の事項を決定した。

- (一) 中央に懇談会を設置する。
- (二) 全農、日農主体性派、農民運動の先輩であり運動推進に役立つ適当な人をもって構成する。
- (三) この会で合同委員会の設置と構成をきめる。
- (四) 日農が合同方針を決定した時は正式に合同を申入れる。(以下略)

日農はこれに対し回答を送り、慎重な態度で合同問題を取りあつかうこと、まず両組合代表者と三宅、川俣両氏により懇談会をもつことを提案した。

かくて一〇月七日第一回懇談会が開かれたが結論を得ず、第二回は同一七日開かれ次の「申し合せ」を決定した。

申し合せ(要旨)

我々は農民戦線の大統一と共産党の農民運動の排除に関する意見の完全な一致にもとずき、この原則の下に左記によって農民戦線のすみやかな統一実現のため邁進することを申し合わせる。

- 一、中央に農民戦線統一懇談会を設置する。
- 二、地方にも懇談会を設け統一の態勢をつくる。
- 三、戦線統一の目標県を定め必要あるときは中央においてその指導並に斡旋をする。
- 四、五(略)
- 六、地方における懇談会は日農全農のみならず出来るところは他の農民組織の参加を求める。

全農第八回常中委(一二月二日)は追放解除となつて顧問に就任した杉山、平野両氏も出席して「右の申し合せ」を審議し、原則的に統一には賛成であるが、なお慎重に検討することとし、「統一を目指す農民組合内の共産分子を整理し、反共の立場を明にする」ことが強調された。かくて一二月九日の第九回常中委では次の事項を決定した。

(一)統一懇談会はさきに設置した共闘委員会の発展とみなす。(二)全農連をも懇談会に参加させる。(三)日農末端組織では共産党と明確な一線を画していないから早急これを切らしめる。(四)日農が懇談会委員として拒否した小林常任を再び認めさせる。

第三回懇談会は同月一五日開かれたが、年内までに統一への具体的動きは見られない。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
